

平成22年6月10日

特許庁

中国・台湾における第三者による我が国地名の 商標出願・登録問題について（調査結果の報告）

中国において、我が国の地名がその地域と関係のない第三者によって商標出願・登録されている問題について、特許庁では昨年に引き続き調査を行いました。

その結果、中国において第三者が出願していた「北海道」や「京都」等の7つの道府県名を用いた商標について、中国商標当局が拒絶の決定を下したことが判明しました。また、第三者により既に登録されていた「秋田」、「佐賀」の県名を用いた商標については、その登録が取り消されていることが判明しました。

特許庁としては、引き続き実態の把握・分析に努めるとともに、各自治体に対する支援及び中国政府等への働きかけを行ってまいります。

1. 背景

近年、中国・台湾において、我が国の地名を用いた商標が無関係の第三者によって出願・登録されるという問題が生じています。こうした状況は、我が国企業がビジネスを展開する上で、大きなリスクとなるおそれがあります。

そこで、特許庁はこの問題に対し、平成20年6月4日、「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」を公表しました。これは、①中国・台湾での登録商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成・提供、②北京・台北における「冒認商標問題特別相談窓口」の設置及び③適切な権利保護のための制度改善に関する中国政府等への働きかけ、の3点を柱とするもので、これに従ってこれまで取組を実施してきました。

このような問題について実態を把握するため、昨年に引き続き、中国での我が国地名等（都道府県名、政令指定都市名、地域団体商標）を用いた商標の出願状況等について、調査を行いましたので、その結果概要を報告します（中国国家工商局商標局ウェブサイト「中国商標網」を用いて、平成22年3月に調査を実施）。

2. 調査結果

今回の調査結果によると、この1年間で、中国において第三者が出願していた「北海道」や「京都」等の7つの道府県名を用いた商標について、中国商標当局が拒絶の決定を下していることが判明しました。また、第三者により既に

登録されていた「秋田」、「佐賀」の県名を用いた商標については、中国商標当局により取り消されていることが判明しました。

なお、長崎県が中国において出願した「長崎」という商標については、中国商標当局により拒絶の決定が下されていることが明らかになりました。一方、「宮城」、「秋田」等の11の府県名を用いた、第三者による商標出願については、中国商標当局により、新たに登録又は公告されていることが判明しました。

前回の調査結果（平成21年6月実施）に対して、今回の調査（平成22年3月時点）で明らかになったものは、以下のとおりです。

①第三者の出願に対し、拒絶の決定が下された道府県名：

北海道、福島、千葉、石川、京都^{※1}、広島^{※1}、福岡^{※1}（合計 7）

※1：「京都」、「広島」、「福岡」については、昨年の調査においても、第三者による商標出願に対して、拒絶の決定が下された出願（今回判明したものと別の出願）が発見されていました。

②第三者によって既に登録されていたもののうち、取消の決定が下された県名：

秋田、佐賀（合計 2）

③地方自治体の出願に対し、拒絶の決定が下された県名：

長崎（合計 1）

④新たに登録・公告がされた府県名：

宮城、秋田、福島^{※2}、群馬、千葉^{※2}、富山、石川^{※2}、福井、京都^{※2}、山口、宮崎（合計 11）

※2：「福島」、「千葉」、「石川」、「京都」については、新たに拒絶の決定が下された出願（上記①）がある一方で、新たに登録・公告された別の出願もあることが判明しました。これは、同じ地名を用いた商標出願が複数なされており、出願毎に審査結果が異なっているためと考えられます。

3. 今後の対応

特許庁は、これまで、日中商標長官会合等のあらゆる機会を通じ、中国当局に対して、我が国地名等を用いた商標出願について、公正、厳格な審査を求めてきました。また、自治体・企業等に対し情報提供を行い、異議申立等の対応を支援してきました。引き続き、今回のような調査や関係者との情報交換等を通じ第三者による商標出願・登録の実態の把握・分析に努めるとともに、中国

当局へ我が国地名等の情報を提供した上で、よりの確な審査を強く求めています。

本調査は、独立行政法人日本貿易振興機構に委託して実施いたしました。結果の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/zt_16_page_1.html

(本発表資料のお問い合わせ先)

特許庁総務部国際課長 守安 智

担当：片桐、高野

電 話：03-3581-1101 (内線 2567)

03-3581-1898 (直通)